

基発 0915 第 2 号  
令和 3 年 9 月 15 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長  
( 公 印 省 略 )

労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部改正等について

労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針の一部を改正する件（令和 3 年厚生労働省告示第 335 号）が令和 3 年 9 月 14 日に告示され、本日から適用することとされたところである（別紙参照）。

これを踏まえ、下記のとおり関係通達を改正したので、取扱いに遺憾なきを期されたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成 30 年厚生労働省告示第 323 号。以下「指針」という。）は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 36 条第 1 項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするに当たって留意すべき事項、当該労働時間の延長に係る割増賃金の率その他の必要な事項を定めることにより、労働時間の延長及び休日の労働を適正なものとするを目的とするものである。このうち、指針第 3 条第 2 項では、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号厚生労働省労働基準局長通達。以下「旧通達」という。）を引用しつつ、使用者は、一定の長時間労働と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならないこととしている。

今般、旧通達が廃止され、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日付け基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）が発出されることとなったため、引用する通達名の改正をしたものである。

## 2 改正の主な内容

本指針第3条第2項中、「「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」（平成13年12月12日付け基発第1063号厚生労働省労働基準局長通達）」を「「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」（令和3年9月14日付け基発0914第1号厚生労働省労働基準局長通達）」に改正する。

## 3 関係通達の改正

平成30年9月7日付け基発0907第1号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」について、別添新旧対照表のとおり改正する。

また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかるとを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

第四・第五 (略)

第六 人材の養成

一 基本的考え方

蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。

人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立感染症研究所等の研究機関、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。

第七・第八 (略)

人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。

○厚生労働省告示第三百三十五号

労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三十六条第七項の規定に基づき、労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針（平成三十年厚生労働省告示第三百二十三号）の一部を次の表のように改正し、令和三年九月十五日から適用する。

令和三年九月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
第三條 (使用者の責務) (略)	使用者は、「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」(令和三年九月十四日	使用者は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く)の認定基準について」(平成十三年十二月十二日付け

また、都道府県等及び市町村は、媒介蚊の密度調査等を実施する場合、当該調査等に従事する者が蚊媒介感染症にかかるとを防止するための防蚊対策を徹底するものとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

国民は、蚊媒介感染症の発生動向に留意するとともに、蚊媒介感染症に感染したものと診断された際は、医師や行政機関の助言に従い、病原体血症期においては、まん延防止のための防蚊対策を確実に実施して蚊に刺されないようにすること、献血を控えること、行政機関が実施する積極的疫学調査に協力することなど、感染の拡大の防止に必要な協力を行うよう努めることとする。

第四・第五 (略)

第六 人材の養成

一 基本的考え方

蚊媒介感染症や媒介蚊に関する幅広い知識や技術を有する人材を養成することが必要である。

人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。

第七・第八 (略)

人材の養成に当たっては、国及び都道府県等のほか、国立国際医療研究センターを始めとする感染症指定医療機関、大学、日本医師会、関係諸学会等の関係機関が連携し、研修を実施することが重要である。

○厚生労働省告示第三百三十六号

日付け基発〇九一四第一号厚生労働省労働基準局長通達)において、一週間当たり四十時間を超えて労働した時間が一箇月においておおむね四十五時間を超えて長くなるほど、業務と脳血管疾患及び虚血性心疾患(負傷に起因するものを除く。以下この項において「脳・心臓疾患」という)の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること並びに発症前一箇月間におおむね百時間又は発症前二箇月間から六箇月間までにおいて一箇月当たりおおむね八十時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならない。

基発第一〇六三号厚生労働省労働基準局長通達)において、一週間当たり四十時間を超えて労働した時間が一箇月においておおむね四十五時間を超えて長くなるほど、業務と脳血管疾患及び虚血性心疾患(負傷に起因するものを除く。以下この項において「脳・心臓疾患」という)の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること並びに発症前一箇月間におおむね百時間又は発症前二箇月間から六箇月間までにおいて一箇月当たりおおむね八十時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第十八号の三の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和三年十月一日から適用する。

令和三年九月十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)第十三条第十八号の三に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費(次号において「サービス費」という)の総額が介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十三条第二項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合 百分の七十以上
- 二 訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合 百分の六十以上

○国土交通省告示第千二百五十八号

航空法施行規則及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和三年国土交通省令第五号)附則第二条の規定に基づき、及び同令を実施するため、同令の施行前に製造され、修理され、又は改造された装備品等(同令の施行後に修理され、又は改造された装備品等並びに航空法第十八条第一項の予備品設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第三十八号)による改正前の航空法第十八条第一項の予備品証明の対象となる装備品を除く)であつて、国土交通大臣が定める基準に従つて管理されていると認められるものが航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律(令和元年法律第三十八号)による改正後の航空法第十六条第二項第四号の国土交通省令で定める装備品等に含まれる期間を指定する告示を次のように定める。

令和三年九月十四日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

平成 30 年 9 月 7 日付け基発 0907 第 1 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による改正後の労働基準法の施行について」新旧対照表

改正後	現 行
<p>第 2 時間外労働の上限規制（新労基法第 36 条及び第 139 条から第 142 条まで、新労基則第 16 条等並びに指針関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針関係</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 使用者の責務（指針第 3 条関係） （略）</p> <p>また、使用者は、<u>令和 3 年 9 月 14 日付け基発 0914 第 1 号「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準について」</u>において、① 1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間が 1 箇月においておおむね 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること、②発症前 1 箇月間におおむね 100 時間又は発症前 2 箇月間から 6 箇月間までにおいて 1 箇月当たりおおむね 80 時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならないものであること。</p>	<p>第 2 時間外労働の上限規制（新労基法第 36 条及び第 139 条から第 142 条まで、新労基則第 16 条等並びに指針関係）</p> <p>1～10 （略）</p> <p>11 労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針関係</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 使用者の責務（指針第 3 条関係） （略）</p> <p>また、使用者は、<u>平成 13 年 12 月 12 日付け基発第 1063 号「脳血管疾患及び虚血性心疾患等（負傷に起因するものを除く。）の認定基準について」</u>において、① 1 週間当たり 40 時間を超えて労働した時間が 1 箇月においておおむね 45 時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が徐々に強まると評価できるとされていること、②発症前 1 箇月間におおむね 100 時間又は発症前 2 箇月間から 6 箇月間までにおいて 1 箇月当たりおおむね 80 時間を超える場合には業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意しなければならないものであること。</p>